

模範漁港管理規程例

〔 昭和32年6月7日漁港審議会議決
昭和32年7月5日32水生第4227号決裁 〕

最終改正 令和6年4月1日 5水港第2000号

模範漁港管理規程例

何々県（市町村）漁港管理条例（又は何々漁港管理条例）

（目的）

第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県（市町村）が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（責務）

第2条 知事（市町村長）は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

（漁港管理会）

第3条 知事（市町村長）は、法第27条第1項の規定に基づき、何々漁港に漁港管理会を置く。

2 漁港管理会は漁港に関し十分な知識と経験を有する者として知事（市町村長）が任命した委員をもって構成し、会長は委員の互選により決定する。

3 漁港管理会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（漁港施設の維持運営）

第4条 知事（市町村長）は、県（市町村）の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 知事（市町村長）は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 知事（市町村長）は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の漁港管理会の意見を徴しなければならない。

(甲種漁港施設の損害賠償)

第5条 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事(市町村長)に届け出るとともに、知事(市町村長)の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第6条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事(市町村長)の指示した場所でなければ、碇泊、停留又はけい留(以下「停けい泊」という。)をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(漂流物の除去命令)

第7条 知事(市町村長)は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第8条 知事(市町村長)は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 知事(市町村長)は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において、漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて知事(市町村長)が許可した場合は、この限りでない。

4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)

第9条 甲種漁港施設(航路及び第11条の規定により知事(市町村長)が指定する施設を除く。)を、当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い利用しようとする者(第12条の規定に基づき施設を使用する者を除く。)は、あらかじめ知事(市町村長)に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、知事(市町村長)が公示により指定するものに限るものとする。

(占用の許可等)

第10条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。

2 知事(市町村長)は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を附することができる。

3 第1項の占用の期間は、10年を超えることができない。ただし、知事(市町村長)が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(使用の許可等)

第11条 次の各号に掲げる者は、知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

- 一 甲種漁港施設（法第39条第5項の規定により知事（市町村長）が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。）のうち知事（市町村長）が公示により指定する施設を使用しようとする者
 - 二 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者
- 2 知事（市町村長）は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を附することができる。
 - 3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、知事（市町村長）が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第12条 漁船以外の船舶を漁港の区域（法第39条第5項の規定により知事（市町村長）が指定する区域に限る。次項において同じ。）内に停けい泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号により知事（市町村長）が指定する施設を使用しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、知事（市町村長）が公示により指定する施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより知事（市町村長）に届け出なければならない。

(権利義務の移転の制限)

第13条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(利用料等)

第14条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表第1に掲げる利用料、使用料又は占用料（以下「利用料等」という。）を徴収する。

- 2 利用料等は、前納しなければならない。ただし、知事（市町村長）の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 知事（市町村長）は、特別の事由があると認めるときは、利用料等を減免し、又は分納させることができる。
- 4 既納の利用料等は、返還しない。ただし、知事（市町村長）において利用者の責に帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。

(土砂採取料等)

第15条 漁港の区域内の水域（県（市町村）以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

- 2 土砂採取料等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(入出港届)

第16条 知事（市町村長）は、船舶が漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる。

(監督処分)

第17条 知事（市町村長）は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り

消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置又は原状の回復を命ずることができる。

- 一 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反した者
- 二 第10条第2項又は第11条第2項の規定による許可に附した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者
(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第18条 知事(市町村長)は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な処置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県(市町村)は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(管理の代行)

第19条 知事(市町村長)は、法人その他の団体であつて知事(市町村長)が指定するものに、甲種漁港施設の管理の一部を行わせることができる。

- 2 前項の規定による管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、知事(市町村長)が定める。

(過料)

第20条 次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- 一 第6条第1項又は第2項の規定に違反した者
- 二 第7条の規定による知事(市町村長)の命令に従わない者
- 三 第8条第3項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項又は第13条の規定に違反した者
- 四 第17条又は第18条第1項の規定による知事(市町村長)の命令に違反した者

第21条 詐欺その他不正の行為により利用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(過怠金)

第22条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(補則)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、知事(市町村長)が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

注1：別表1には、徴収する利用料等の区分、金額その他利用料等に関する事項を規定するものとする。

注2：別表2には、徴収する土砂採取料等の区分、金額その他土砂採取料等に関する事項を規定するものとする。